

教職員のための

# 児童虐待対応の手引

奈良県教育委員会

(令和元年7月改訂版)

～利用にあたって～

子どもへの虐待は様々な要因が絡みあっていることが多いため、ただ一つの対応方法で、また一人や一機関のみで解決できるものではありません。学校においても、全校体制による組織的対応と、関係機関との連携が不可欠です。

この手引は、学校の教職員を対象に、児童虐待の基本的な理解と対応についてまとめたものであり、援助のための一つの手がかりとして利用してください。

また、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(文部科学省)や「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル 私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために」(奈良県)等と共に活用してください。

## はじめに

児童虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには尊い命を奪ってしまうあってはならない行為です。

平成31年1月に千葉県野田市で発生した小学4年生が亡くなるという痛ましい事案を踏まえ、児童虐待防止強化のための児童虐待防止法等の改正が検討されており、この法改正の柱の一つに体罰禁止があります。現時点で、体罰には罰則がなく、児童虐待と「しつけ」の間には、はっきりと線引きのできないグレーゾーンが存在します。このことから、児童虐待は家庭といういわば「密室」で起こり、「しつけ」や「家庭教育」と称した児童虐待事案も多く、早期に発見・対応することが非常に困難になっています。

しかし、「しつけ」や「家庭教育」の名の下に暴力を正当化することは許されないことです。今後、厚生労働省が「何が体罰にあたるか」などを示したガイドラインを作るとされていますが、これからは、「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは児童虐待である」という考えが社会の共通認識となり、保護者が「子どものため」と考えていても、過剰な「しつけ」や「家庭教育」により子どもの心や身体の発達が阻害される危険性があれば、あくまで子どもの側に立って判断し、児童虐待として捉え対応する必要があります。

このことを踏まえ、学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを改めて自覚し、早期発見に努めなければなりません。そのためにも、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」で示されているように、児童相談所、警察等関係機関との児童虐待対応マニュアル等の共有や教職員の実践的な研修等により、児童虐待対応能力の抜本的強化を図るため、「教職員のための児童虐待対応の手引」を改訂しました。

この手引が各学校において十分に活用され、児童虐待への適切な対応が一層推進されることを願っています。

令和元年7月

奈良県教育委員会教育長

吉田育弘

# 目 次

1	児童虐待の基本的理解	1
	(1) 児童虐待とは	
	(2) 児童虐待の種類と子どもへの影響	
	(3) 児童虐待と発達障害	
	(4) 児童虐待と問題行動等	
	(5) しつけと児童虐待	
2	学校における対応の流れ	5
3	児童虐待の気付き・発見	6
	(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう	
	(2) 身体的虐待による外傷	
4	学校における初期対応	8
	○ 緊急度アセスメントシート	
5	児童虐待の通告	10
	(1) 通告と守秘義務	
	(2) 通告の方法	
	○ 児童通告書	
6	虐待状況の把握	12
	(1) アセスメント	
	(2) 記録の重要性	
	○ アセスメントシート	
7	学校における対応の実際	14
	(1) 組織的対応	
	(2) 教職員の役割	
	(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告	
	(4) 子どもと保護者への対応	
	(5) かかわりのポイント①（子ども）	
	(6) かかわりのポイント②（保護者）	
	(7) 関連機関との連携	
	(8) 一時保護への対応	
	(9) 継続的な在宅支援のポイント	
8	市町村の役割と機能	19
	(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割	
	(2) 市町村における児童虐待対応の流れ	
	(3) 要保護児童対策地域協議会	
9	こども家庭相談センター（児童相談所）の対応	21
	(1) 基本的機能と権限	
	(2) こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開	
	(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限	
10	学校における児童虐待対応Q & A	23
11	児童虐待の通告・通報先一覧	26

**付録** 関係法令

参考・引用文献・資料

# 1 児童虐待の基本的理解

## (1) 児童虐待とは

### ① 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）に定める「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次のような行為をいいます。

#### ア 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### イ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

#### ウ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

#### エ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ② 児童虐待防止法と教育現場に求められている役割

児童虐待はしつけとは明らかに異なり、親権によって正当化されるものではありません。児童虐待防止法では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」とされ、児童の権利擁護のために、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置が規定されています。【第1条】

また、学校・幼稚園等（以下「学校」という。）及び教職員に対しては、以下の役割が強く求められています。

- 児童虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- 虐待防止のための子ども等への教育に努めること（努力義務）【第5条第3項】

### ③ 児童虐待の起こる要因

児童虐待は以下の要因のいくつか重なったときに発生しやすくなります。

- ア 生活の中で大きなストレス（夫婦・家族関係、経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）が加わり危機的状況に陥っている。
- イ 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立・孤独感がある。
- ウ 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- エ 未熟児、多胎、アレルギー体質などにより子どもの養育に著しい困難を伴う。
- オ 親が育った子ども期の養育環境の中に、愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

虐待はある一つの要因から発生する場合もありますが、様々な要因が絡み合っただけで虐待に至ると言われています。しかし、多くの要因を有するからといって必ずしも全てが虐待に結びつくものではありません。

また、ある家族にとっては、これらの要因がかえって健康な家庭に向けての原動力になっている場合もあります。大切なことは、これらを支援すべき要因と捉えたり、虐待の背景と捉えたりすることによって実際の援助につなげることです。

## (2) 児童虐待の種類と子どもへの影響

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトと心理的虐待の4つの行為に分けられますが、1つの種類だけでなされることは少なく、いくつかが合わさって起きていることが多いです。具体的な行為は以下のとおりです。影響については、虐待の程度や内容等、個々の子どもによっても異なります。

### 児童虐待の種類

#### 身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなどがあり、生命にかかわる危険なものがある。

#### 性的虐待

性交、性的ないたずら、性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体を強要する、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為である。性的虐待は一般的に表面化しにくい。

#### ネグレクト

家に閉じこめる、学校に行かせない、治療が必要でも病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させるなどがあり、低年齢の場合は食事を与えないなどにより死亡につながる危機的な状況も生まれる。内縁者による虐待も含まれる。

#### 心理的虐待

言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷つける言動、無視、面前DV、心を傷つけることを繰り返すこと、きょうだい間で差別的な扱いをすることなどである。

### 子どもへの影響

#### 身体への影響

十分な食事が与えられないために発育や成長が阻害されたり、疲れやすいなどの体調不良が生じる。また、頭痛、腹痛、疲労感、その他様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水などによる障害、睡眠障害、妊娠、性感染症、脳萎縮などが生じる場合もある。

#### 知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わりの欠如等は、子どもののびのびとした主体的活動を妨げる。そのことが知識や技能の習得の機会を低下させ、その結果、知的能力を低下させる場合もある。学習の遅れは、知的好奇心や学習への意欲を低下させ、学校等での不適応のきっかけにもなる。

#### 精神・人格形成への影響

「人は信頼できない」などの信念を抱かせ、適切な人間関係を形成できないなど、子どもの健やかな心身の成長を妨げ、人格形成にゆがみをもたらす危険性を高める。「お前が悪いんだ」と繰り返し言われ続けることによって、「自分が悪い」という自尊感情の低下を招き、「生まれてこなければよかった」などと自己の存在を否定してしまう。自己否定感から自暴自棄となって、自分を傷つけたり、逸脱した行動をとってしまいがちである。また、ちょっとした注意や叱責でも、虐待された場面がよみがえって、パニックになったり、うつ状態になることもある。

#### 行動への影響

逃れる術がない虐待は、「どうしようもないことだ」という無力感や解離症状を引き起こす。ほんの些細なことで不満や怒りを爆発させる衝動性や、相手に対して優位に立つための攻撃性、パニックなどの混乱などが見られる。時には万引きや家出などの非行や、リストカットなどの自傷行為の常習化が見られたりする。また、きょうだいの世話や、親の精神的疾患等と関連した登校禁止など、不登校として現れる場合もある。不適切な性的刺激にさらされてきている場合もあり、年齢不相応な性的言動などを示す子どももいる。

### (3) 児童虐待と発達障害

子どもに発達障害がある場合、保護者は養育上の困難さを感じる事が多く、自分の子育てが間違っているのではないかという自責の念や不安をもったり、子どもに過度な叱責をするなどの不適切な接し方をしたりすることがあります。特に、保護者が子どもの障害に気付いていない場合や、その障害への理解が乏しい場合には、一層課題が増大し、虐待へとつながる危険性があります。したがって、教職員は、発達障害は虐待のリスク要因のひとつであるという認識をもつとともに、子どもだけではなく保護者への支援を行うことが必要です。



#### ワンポイントアドバイス 「多面的理解と連携」

虐待で引き起こされる子どもの状態と発達障害に起因する子どもの状態に類似性(落ち着きのなさ、衝動性など)があることに、留意する必要があります。したがって、現象面のみにとらわれず、その背景を多面的にみる事が大切です。そのために教職員は、発達障害に関する理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、校内において組織的な対応を行うことが重要です。

また、必要に応じて、こども家庭相談センター・発達障害支援センター・奈良県総合リハビリテーションセンター・特別支援学校・県立教育研究所特別支援教育部などの専門機関と連携することが大切になります。

### (4) 児童虐待と問題行動等

#### ① 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど(ネグレクト)の結果、食べ物を万引きする場合もあります。また、虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくことも多くあります。

子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け容れられていないと感じていることが多くあります。こうした子どもの行動を保護者が、厳しさだけで正そうとすると、子どもは、ますます受け容れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めてしまうことがあります。その結果、さらに保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、性的な関係をもつことで、唯一自分を認めてもらえるという思いが潜んでいる場合があります。性的虐待を受けた子どもは、その時に感じた無力感を克服しようと、性の問題行動を繰り返すことがあるので、性の問題行動がある子どもの中には、性的虐待の被害者である者がいる可能性もあることを理解しておく必要があります。



#### ワンポイントアドバイス 「性的虐待の対応」

性的虐待の対応は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく、専門的な対応が必要とします。事実を繰り返し尋ねることは子どもを傷つけ、何度も話すことによって事実と反した誤った記憶を形成することにもつながります。このため、性的虐待が疑われる場合には、早急にこども家庭相談センターなどの専門機関に連絡をとり、どのような対応をすべきか相談することが大切です。

## ② 児童虐待と不登校

子どもには登校する意志があるのに登校させないなどの登校を妨害する虐待もあります。家できょうだいの世話をさせられている、保護者に精神的な疾患があり妄想に振り回されている、ネグレクト状態で放任されているなどの場合があります。このような状況に置かれると、登校の意欲が失われ不登校になってしまう場合もあります。

不登校の中には、子どもが登校を嫌がっているのではなく、「保護者が登校させない」のではという疑いをもつことも必要でしょう。

次の通知にあるように、子どもの安全確認を行うことは学校の責務です。

### ○「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」(要旨)

[平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官]

児童虐待相談対応件数が年々増加する状況を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について、下記のとおり取りまとめた。

#### 記

- 1(1) 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
  1. 幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
  2. 健康診断においては、身体的虐待及びネグレクトを早期に発見しやすい機会であることを留意すること。
- (2) 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告しなければならない。確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。
- (3) ※1.は省略
  2. 不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に情報提供又は通告すること。

## (5) しつけと児童虐待

どこまでがしつけで、どこからが児童虐待かという疑問を抱くことが多いと思います。

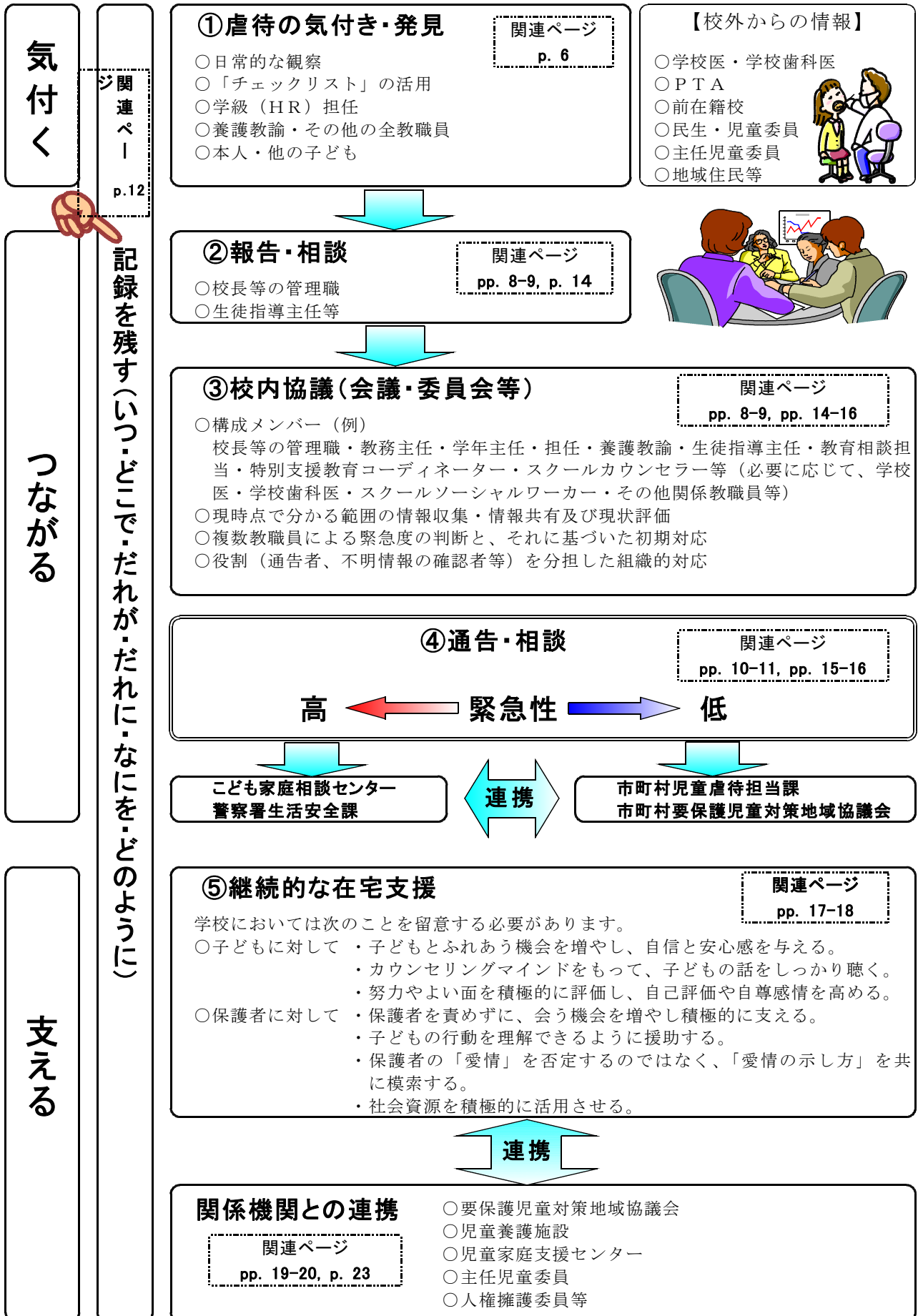
しつけとは、本来、子どもの健全育成を目的とした行為であって、保護者は子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならないとされています。一方、児童虐待は、子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害です。虐待をしている保護者は往々にして「しつけのため」と言って、虐待を正当化します。しかし、たとえ「愛情に根ざしたしつけ」のつもりであっても、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」と言えます。虐待は、親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

例えば、次のような行為は、親がしつけと言っても虐待と判断されます。

- ・あざや傷ができるほど叩く
- ・空腹にもかかわらず、食事を摂らせない
- ・必要な睡眠がとれないほど学習を強制する



## 2 学校における対応の流れ



### 3 児童虐待の気付き・発見

(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう

先入観のみで判断してしまうことは良くないことですが、子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。様子が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSのサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係などによってサインは異なります。ただ一つのサインから、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから、一人で判断するのではなく複数で話し合ってみることが大切です。

#### 児童虐待発見のためのチェックリスト

年 組 氏名

子どものサイン	保護者のサイン
<input type="checkbox"/> 不自然な外傷（新旧の混ざった内出血、理由のはっきりしないあざや火傷、骨折）がある <input type="checkbox"/> 放置されているむし歯があったり、口腔内が衛生不良である <input type="checkbox"/> 体が汚れている（入浴していない） <input type="checkbox"/> いつも同じ服で、汚れていたり臭ったりする（洗濯されていない） <input type="checkbox"/> 季節に合わない服装をしている <input type="checkbox"/> 給食で過度な食欲を示す <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い <input type="checkbox"/> 単独での盗みや嘘を繰り返す <input type="checkbox"/> 睡眠状態がよくない <input type="checkbox"/> 中学生まで続く夜尿がある <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な言動がある <input type="checkbox"/> 性的なことに極端な関心や、拒否感を示す <input type="checkbox"/> 身体接触を極端に嫌がる又は好む <input type="checkbox"/> いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える <input type="checkbox"/> 外泊、家出、深夜徘徊をする <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、倦怠感などを繰り返し訴え、保健室へ何度も来室する <input type="checkbox"/> 家庭の話をしたがらず、家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 威圧的・攻撃的な態度を示す <input type="checkbox"/> 些細なことでもすぐにカッとなり、乱暴な言動がある	<input type="checkbox"/> 家の中が乱雑・不衛生である <input type="checkbox"/> 地域で孤立している <input type="checkbox"/> 不自然な転居歴がある <input type="checkbox"/> 極端ないらだちがあったり、不安定であったりする <input type="checkbox"/> 家庭の方針やしつけを正当化する、あるいは体罰を肯定する <input type="checkbox"/> 甘やかすのは良くないと極端に強調する <input type="checkbox"/> 思い通りにならないと、すぐに体罰をする <input type="checkbox"/> 福祉や教育機関とのかかわりを拒否する <input type="checkbox"/> 無断で欠席させたり、保護者の都合で欠席させたりする <input type="checkbox"/> 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、冷たい態度である <input type="checkbox"/> 能力や発達レベル以上のことを無理やり押しつける <input type="checkbox"/> 学校での健康診断を受けさせない <input type="checkbox"/> 要治療と思われる状態でも受診させない <input type="checkbox"/> 学校生活や学習に無関心である

(2) 身体的虐待による外傷

① 外傷の部位

- 不慮の事故による外傷：額・鼻・顎・肘・膝など皮下の直下に骨があって脂肪組織の少ないところ
- 身体的虐待による外傷：臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところ

本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

※腋窩（えきか）：左右のわきのしたの、くぼんだ所

② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷(打撲傷)の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 特徴のある外傷所見

特徴のある外傷所見	
<b>ループ状の傷</b>	電気コードをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
<b>スラッピング・マーク</b>	平手打ちによってできる皮下出血で、打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所に線条痕が残る。加害者の手の大きさにもよるが線条痕間の距離はだいたい2cmくらいである。
<b>上眼瞼の皮下出血 (青あざ)</b>	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
<b>噛み傷</b>	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
<b>脱毛(抜毛)</b>	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髮を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
<b>シガレット・バーン</b>	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷による可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。
<b>鏃(やじり)マーク</b>	液体が重力により流れると先端が下向きに鏃状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
<b>水平線サイン</b>	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

(文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より)

# 4 学校における初期対応

子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に、緊急度や虐待の重症度等を早急に協議して判断するなど、学校としての組織的な対応が重要です。

## 緊急度アセスメントシート

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

作成日： 年 月 日

※ 1つでも□にチェックがあればYESに、なければNOに進む。

**①当事者が保護を求めている?**

子ども自身が保護・救済を求めている  
 保護者が子どもの保護を求めている

YES → **②当事者の訴える状況がさし迫っている?**

確認には至らないものの性的虐待の疑い濃厚  
 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え

YES → **緊急度 A**  
 分離を前提とした緊急介入

NO → **③すでに虐待により重大な結果が生じている?**

性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患）  
 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など  
 ネグレクト（栄養失調・衰弱・脱水症状・医療放棄等）

YES → **緊急一時保護を検討**

NO → **④重大な結果が生じる可能性が高い?**

乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児  
 生命に危険な行為（頭部・顔面打撲・首締め・戸外放置・強い揺さぶり、道具を使った体罰、溺れさせる等）  
 性行為に至らない性的虐待

YES → **緊急度 B**  
 発生（再発）防止のための緊急支援  
 発生前の一時保護を検討

NO → **⑤虐待が繰り返される可能性が高い?**

新旧混在した傷、入院歴  
 過去に、通告、一時保護歴、施設入院歴  
 保護者の虐待の確認・自覚なし  
 保護者の精神的不安定さ

YES → **緊急度 C**  
 集中的支援の実施  
 集中的な支援場合によっては一時保護を検討

NO → **⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている?**

保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安が強い  
 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを大人に求める  
 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の恐れ、腹痛等）

YES → **緊急度 C**  
 集中的支援の実施  
 集中的な支援場合によっては一時保護を検討

NO → **⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある?**

子どもへの拒否的感情・態度  
 精神状態に問題がある（うつ病・育児ノイローゼ等）  
 性格的問題（衝動的・攻撃的・未熟性等）  
 アルコール・薬物等の問題がある  
 行政機関からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない  
 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和  
 日常的に子どもを守る人がいない

YES → **緊急度 C**  
 集中的支援の実施  
 集中的な支援場合によっては一時保護を検討

NO → **⑧虐待の発生につながる可能性の高い家庭環境等**

虐待によるものではない子どもの生育上の問題（発達の遅れ・障害・未熟児・慢性疾患等）  
 子どもの問題行動（攻撃的・盗み・家出・徘徊・自傷行為等）  
 保護者の生育歴（被虐待歴・愛されなかった思い等）  
 養育態度、知識の問題（意欲の欠如・知識不足・期待過剰等）  
 家族状況（祖父母、義父母等を含む保護者の死亡・失踪・離婚・妊娠・出産・ひとり親家庭等）

YES → **緊急度 D**  
 継続的総合的支援の実施  
 継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成19年1月改訂版）を参考に作成）

## 虐待の重症度

### 1 生命の危機あり

身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。

### 2 重度の虐待

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重大な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。

- ① 継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）場合。
- ② 成長障害や発達障害が顕著である場合。
- ③ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。
- ④ 明らかな性行為がある場合。
- ⑤ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合。

### 3 中程度の虐待

継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

- ① 今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトを受けていたために、人格形成に問題が残りそうな場合。
- ② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうになく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合。
- ③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合。
- ④ 乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。

### 4 軽度の虐待

実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

- ① 外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。
- ② 子どもの健康問題が起こるほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合。（例：子どもの世話が嫌いで、時々ミルクを与えないことがある。）

### 5 虐待の危惧あり

暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

（全国児童相談所における「虐待の実態調査」及び「家庭支援への取組み状況調査」実施要項を参考に作成）

## 5 児童虐待の通告

### (1) 通告と守秘義務

児童虐待防止法第5条には、「学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。そして同法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村等に通告しなければならない」と定めています。この場合の通告については、校長の判断に基づいてなされる必要があります。しかし、何らかの理由により学校として通告できないときは、虐待を疑った教職員個人の判断で通告しても守秘義務違反に問われることはありません。

虐待者である保護者が、通告に関して学校に対して高圧的な態度でせまる場合があります。また、保護者等との信頼関係を考えて、通告をためらう気持ちがあるかと思います。しかし、学校等は保護者と協力して子どもを教育することと同時に、教育の専門機関として子どもを守るために毅然とした対応が求められています。このような場合は、「〇〇のような（虐待が疑われる）場合は、虐待の事実の有無にかかわらず、市（町村）に通告することが法律で決められています」とはっきり保護者に伝えることが必要です。

### (2) 通告の方法

通告は口頭でも良いが、後に文書を提出することが望まれます。次頁は書式の一例です。



#### ワンポイントアドバイス 「通告」

「通告」とは、市町村児童虐待担当課や子ども家庭相談センターに、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することです。

「もし、間違っていたら…」という不安や、“疑うことの後ろめたさ”を感じる人はいるかもしれませんが、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないように法律で規定されていますので、まず市町村児童虐待担当課等に連絡しましょう。

#### マルトリートメント(Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、大人の子どもに対する不適切なかかわりを意味しており、従来の「虐待」より広い概念です。あざや骨折がまだ生じていなくても、殴られたり、蹴られたりすることは不適切なことであると定義されています。

##### A レッドゾーン（要保護）

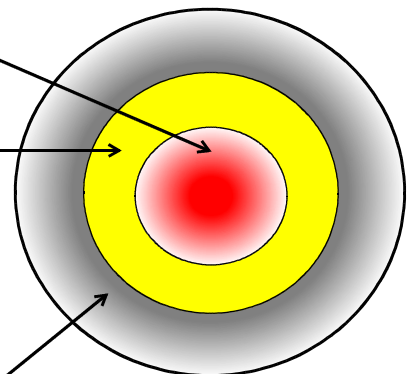
子どもの命や安全を確保するために、児童相談所が強制的に介入し、子どもを保護するレベルです。

##### B イエローゾーン（要支援）

問題を重度化、深刻化させないために、児童福祉司、心理職、保健師、医師、看護師、保育士、幼稚園・学校の教員、児童委員などが、セーフティー・ネットワーク（安全網）を形成し、子どもを見守りつつ、親への支援を行うレベルです。軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベルです。

##### C グレーゾーン（要観察）

子どもの権利条約や子どもへの不適切な関わりについて、地域の関係機関（児童福祉施設、幼稚園、学校、保健所、病院など）が連携して、保護者や大人に対して啓発・教育することで、マルトリートメントを予防していくレベルです。



「マルトリートメント」の程度  
と社会的介入のレベル

(高橋重宏他「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)日本総合愛育研究所紀要第32集より)

年 月 日

## 児 童 通 告 書

〇〇市（町村）長  
〇〇市（町村）要保護児童対策地域協議会長 殿  
（奈良県〇〇こども家庭相談センター所長）  
学 校 名  
職 ・ 氏 名

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により、下記のとおり通告します。

子 ど も	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	所 属	学 校 幼稚園		年 組
	現 住 所			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	職 業		子どもとの続柄	
	現 住 所			

- 1 虐待の状況（誰から・いつから・頻度・どのような・子どもの過去と現在の状況）
- 2 家庭の状況（家族構成（同居人を含む）、親の就労状況など）
- 3 学校生活における子どもの様子（健康状況、就学状況、学力の程度など）
- 4 学校の意見

※不明な部分については記載不要

※必要に応じて添付書類をつけることも可能

## 6 虐待状況の把握

### (1) アセスメント

アセスメントは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生要因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるプロセスです。つまり、なぜ起こったのか、何が問題なのかを評価することです。アセスメントシート（p. 13）はあくまでも枠組みを提供するものであり、項目だけで決定したり、それだけに頼るものではありません。担当者が一人で記入するのではなく、複数の関係者や関係機関が独自に、また、協議の場での話し合いによって、各段階で繰り返し記入していくことが重要であり、その後の支援につながります。そのためにも、同じアセスメントツールを用いることは、事例に対する情報や問題認識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠です。

### (2) 記録の重要性

児童虐待の通告を受けた市町村等は、学校の教職員の協力を得て安全を確認しつつ、正確な記録等から虐待の有無について判断します。また、この記録はその後のアセスメント、援助や法的対応にとって重要な資料となります。

#### <記録の留意点>

- ① 具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録する。
- ② 虐待を疑った根拠や、その時点からの経過を伝聞情報と直接確認できた情報を明確に区分し記録する。
- ③ 役割分担をしながら、あざやケガの形状を詳細に記録したり、受診した医療機関の情報をまとめる。
- ④ 虐待を疑った子どもの発言をそのまま記録し、その際の表情、態度なども記す。
- ⑤ 保護者からの電話や面談の日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録する。



### ワンポイントアドバイス 「記憶より記録」

#### 危機管理の心構え『さしすせそ』

さ：最悪を想定し  
し：慎重に  
す：素早く  
せ：誠意をもって  
そ：組織で対応



例	日時	A男	担任	養護教諭	校長
	○月○日 8:30	登校	不自然な外傷を発見、保健室へ		
	8:40		事情を聴く	養護教諭が診る	
	9:00		家庭へ連絡するが、保護者と連絡が取れない		担任から連絡を受ける
	9:30		B医院（学校医）で診療、他の部位にも不自然なあざや傷を発見		学校医から虐待の可能性の連絡
	15:00		情報収集		関係教職員による委員会の招集
	○月○日 9:00				市町村の担当課（p. 23）へ通告

時系列で事実を客観的に記入しましょう



2013年度版		家族構成 実父・養父・内縁男性・実母・養母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・祖母・養父きょうだい・養母きょうだい	
該当 この 欄	虐待の種類	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください	
	身体的	レベル	身体的虐待の例      ネグレクト・養育問題の例
	ネグレクト	生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為      病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水 親子心中を考える 子どもの自殺企図
	心理的	重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腫を蹴る 被害児が乳児      乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない
該当 この 欄	性的	中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける      生活環境不良で改善なし 放置 厳し過ぎる叱責・脅し 登校禁止 保護者の自殺企図・自傷 たびたびのDV
	要支援・特定妊婦	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわすかなケガ      健康問題が起きない程度のネグレクト 軽いDV 過度あるいは偏ったしつけ 無視 きょうだい間で差別
	子の年齢	危険	虐待はないが、発生する可能性が高い      ネグレクトの型      栄養・情緒・身体ケア・安全(監督)・教育・医学
	*0-2歳		
*3-5歳			
6歳以上			

家族構成 きょうだい虐待 有 無 不明

エコマップ (家族とつながる支援状況)

日付 傷の位置

*は保護との関連の 高い項目です	はい	やや	いいえ	不明	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。	
把握					2 虐待の継続*	繰り返し・常習・子を何日も放置する
非変動					3 関係機関からの情報	児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・ 民生児童委員・近隣住民・施設・その他
子ども					4 虐待歴	入院施設歴
					5 性的虐待*	疑い・性病・妊娠
					6 保護者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
					15 身体の状態*	低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
					16 精神の状態*	笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
家庭					17 日常的世話の欠如	ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・ 季節に合わない衣服
					18 問題行動(気になる行動)	激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・ 過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
					19 意志・気持ち*	家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
					7 家族問題	夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
					8 経済問題	借金が多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
養育者					9 生活環境	劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
					10 子を守る人なし*	日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
					11 精神的状态	鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いがあるが通院歴なし
					12 性格的問題	衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わりが嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い
					13 アルコール・薬物*	アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
養育状況・態度					14 家事・育児能力*	送迎ができない・障害のため能力低下
					20 子への感情・態度	子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・ 子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め、飛び込み出産
					21 虐待自覚なし*	問題意識なし・体罰容認・疑主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
					21-1 ネグレクト	ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
					21-2 養育意欲	意欲なし・改善意欲なし
サポート					22 養育知識	若年親・知識不足・不適切・期待過剰
					23 社会的サポート*	孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
					24 協力態度なし	機関介入拒否・接触困難
					25 援助効果なし	調整改善が期待できない

過去活用	活用中	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材 すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○	未活用
		子の医学治療	
		子の心理治療	
		保育所・幼稚園・通園施設など	
		ショートステイ・保育所・一時保育	
		施設入所	
		学校による指導(生活・登校など)	
		学童保育	
		生活保護	
		諸手当・年金・貸付等・就学援助	
		住宅	
		親の医学的治療	
		親のカウンセリング	
		家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・ 登校園支援・その他)	
		グループケア・親教育	
		家庭訪問 担当機関( )	
		来所相談 担当機関( )	
		その他(就労・法律 )	
		家族・親族の協力	
		諸手続きの付添	

当面の課題	保護者・家族の力 (プラス面・ストレングス)	担当機関	当面の役割分担
支援の目標	子ども・保護者の意見		
個別ケース検討会議開催	①しばらく様子を見る    ②必要 1週間以内    2か月以内    ( )		
開催時期	新規招集機関	緊急時	連絡先
			対応機関と方法